

2021年6月3日

株 主 各 位

東京都千代田区麹町三丁目3番地4
株式会社ディー・エル・イー
代表取締役社長 **勝 山 倫 也**

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から、多くの方が集まることを避けるよう強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態に関わらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

なお、当日ご来場をお控えいただく場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述の「議決権行使方法のご案内」に従って、2021年6月18日（金曜日）午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月21日（月曜日）午後1時

2. 場 所 東京都千代田区一番町25

一般財団法人 全国町村議員会館 2階会議室

※当社役員につきましても、感染拡大リスクの低減及び会社の事業継続という観点から、株主総会当日の健康状態に関わらず、一部の役員のみ出席やオンラインによる出席とさせていただきます可能性があります。

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第20期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第20期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定
の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）
及び執行役員（取締役を除く。）に対する株式報酬型スツ
クオプションとしての新株予約権に関する報酬等の決定の件
以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

〈株主様へのお願い〉

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございますのでインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.dle.jp/>) より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
- ・議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネットにより議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。（ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます）
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温等の体調確認のうえマスク着用で対応させていただきます。

本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は可能な限り縮小させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.dle.jp/>) に掲載しておりますので、株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本添付書類記載のものの

ほか、次の事項も含まれております。

① 連結計算書類の連結注記表

② 計算書類の個別注記表

◎本招集ご通知の株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.dle.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

議決権行使方法のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。議決権の行使には、以下の4つの方法がございます。

1. 株主総会へのご出席による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙を、会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時：2021年6月21日（月曜日）午後1時

2. 議決権行使書用紙の郵送による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に、各議案に対する賛否をご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

議決権行使期限：2021年6月18日（金曜日）午後7時到着分まで

3. インターネットによる議決権の行使

パソコンから下記の議決権行使ウェブサイトアクセスし、議決権行使書用紙記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

議決権行使期限：2021年6月18日（金曜日）午後7時入力分まで

4. スマートフォン等による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙の右下に掲載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を、スマートフォンまたはタブレット端末で読み取り、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

議決権行使期限：2021年6月18日（金曜日）午後7時入力分まで

(注) 書面とインターネット・スマートフォン等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット・スマートフォン等によるものを有効とさせていただきます。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

■パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話照会先：0120-652-031（通話料無料）

（受付時間 午前9時～午後9時）

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響を受け、経済活動の停滞や個人消費の低迷が続く等厳しい状況となりました。また景気の先行きにつきましては、各種政策効果や世界経済の改善により持ち直していくことが期待されるものの、感染再拡大による国内外経済の下振れリスクや金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があります。不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く環境においては、スマートフォンやタブレットPCなどのスマートデバイスの普及が世界規模で急速に拡大し、それにともない、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、動画配信サイト、ソーシャルゲーム、コミュニケーションアプリなどの新たなサービスの利用が拡大しております。

そのような環境変化は、人々のライフスタイルを、スマートデバイス等を使い、最適メディアを選択し、必要なときに必要な時間だけコンテンツを消費し、SNS等を使って即時に情報や感動を共有するといったメディア接触方法の多様化、コンテンツ視聴の短時間化、情報共有のリアルタイム化へと世界規模で変化させ、「スキマ時間に楽しめるショートコンテンツ」といった新たな付加価値へのニーズを急速に拡大させてきました。

また、インターネット動画配信等の新興メディアの興隆で競争が激化するメディア業界においては、オリジナルコンテンツによる差別化の重要性が増してきております。

このような事業環境の中、当社グループでは、視聴者や消費者等の多様化し変化の速い嗜好や価値観、旬な時事ネタ等を捉え、適時に対応することを強みとするファスト・エンタテインメント事業を展開し、インターネット時代にマッチしたオリジナルコンテンツを量産してまいりました。

ソーシャル・コミュニケーション領域においては、IP（Intellectual Property：主にキャラクター等の著作権や商標権等の知的財産権）を開発・取得し、動画広告等のマーケティングサービス提供及びスマートフォン向けゲームアプリやメッセージングアプリ向けスタンプ等のデジタルコンテンツの企画開発・配信などを行っております。

当連結会計年度においては、引き続きIPの露出先の拡大や展開手法の多様化によるIP価値の成長に連動し、各サービスを展開いたしました。新型コロナウイルスの影響に伴う需要減を想定していたものの、WEB会議の浸透・定着による商談数の増加が受注に繋がり、業績は堅調に推移しました。

IPクリエイション領域においては、IPの新規開発及び映画・TV・ネットメディア等の映像コンテンツの企画開発・制作及び総合的なプロデュースを展開しております。

当連結会計年度においては、各IPのTVシリーズ・WEBシリーズの公開により認知度向上及び世界観醸成に努めるとともに、新たな受託案件の制作にも取り組みました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は1,117,363千円、営業損失は514,992千円、経常損失は510,755千円となりました。また、出資先の株式の実質価値の低下に伴い、出資金評価損49,751千円、関係会社株式評価損40,111千円及び過年度消費税等37,291千円等を特別損失に計上したこと、過年度の決算訂正に伴う法人税等還付税額△146,660千円を計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純損失は514,511千円となりました。

当社は、2019年7月23日開催の臨時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認されたことを受け、2019年度より決算日を6月30日から3月31日に変更しており、決算期変更の経過期間となる2020年3月期は、2019年7月1日から2020年3月31日までの9か月間となっております。そのため、前連結会計年度との比較は記載しておりません。

事業の領域別売上高

領域別	売上高(千円)
ソーシャル・コミュニケーション領域	1,073,149
I P ク リ エ イ シ ョ ン 領 域	44,214

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社グループは、ファスト・エンタテインメント事業の単一セグメントであります。

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 重要な組織再編等の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、「世界有数の高付加価値を創り出し、世界で最も憧れられる、エンタテインメント&コミュニケーション創造企業となり、世界的に高い評価と期待を受ける企業となる。」「世界中の人々から愛され、多くの日本人が誇りに思ってくれる、特別で重要な「ブランド」となる。」という経営ビジョンの実現に向けて、経営施策に取り組んでおります。

昨今、世界規模でのインターネットの進歩と拡張、スマートフォン、タブレットPCなどのスマートデバイスの急速な普及、ソーシャルメディア、動画配信・投稿サイトなどの新たな成長メディアの興隆等がメディア環境を大きく変化させております。

また、ARやVR、AIやブロックチェーン技術などの新技術が急速に発達し、ブロックチェーンゲームなどの新たなサービスが普及しております。

このような中、人々のライフスタイルは、スマートデバイスを使い最適メディアを選択し、必要なときに必要な時間だけコンテンツを消費し、SNSを使って即時に情報や感動を共有するといったメディア接触方法の多様化、コンテンツ視聴の短時間化、情報共有のリアルタイム化へと変化し、当社グループの主力領域である「スキマ時間に楽しめるショートコンテンツ」といった新たな付加価値へのニーズを急速に拡大させております。

今後も、中長期にわたり革新的なエンタテインメントやコミュニケーションを継続的に創造する、ファスト・エンタテインメント事業を推進するため、以下の課題を対処すべき課題として認識しております。

① IP(著作権・商標権等の知的財産権)の保有

近年のデジタル化とマルチメディア化の中においては、新しいメディアやSNS等新しいサービスの栄枯盛衰が激しく、旬のメディアやサービスに柔軟かつ迅速にIPビジネスを展開することが必要となってきております。そのため、当社グループでは迅速な意思決定を担保するために、IPを保有することが重要と考えております。

特に、製作委員会を用いた新規IPの開発に際しては、当社又は製作委員会がIPを保有すること及び製作委員会に対する出資者数を限定することに留意しており、柔軟な意思決定ができるよう努める方針です。

② 新規IPの量産とプロデュース

当社グループは、マルチメディア化とユーザー嗜好の細分化によって、単一IPをマスメディア放送によってプロデュースする手法は費用対効果が低下してきていると考えており、新規IPのプロデュースに関して、まず地方局、インターネット放送局、ウェブメディア、SNS等の特定メディアが持つコミュニティへのアプローチが重要と考えております。

メディアネットワークと短納期・低コストの制作システムの強みを活かし、新規IPを量産し多数のコミュニティへの同時多発的な事業展開を行っています。

③ 新しい知的財産権ビジネスの開発

マルチメディアにプロモーションを展開したい広告主のニーズが拡大する中、当社グループでは、ソーシャル・キャラクターや保有ブランドを活用し、わかりやすく商品・サービスの紹介・マナー啓蒙を行えること、並びに話題性を喚起する時事ネタやクライアントの要望に対応する適時性や柔軟性に富んだサービスの企画提案を行えることを強みとしています。

また、コンテンツのデジタル化とメディア構造の変化により、IPのライセンス先が多様化してきております。ぬいぐるみやステーションナリー等のリアル商品のライセンスに加え、SNSやスマートフォンでのゲーム、スタンプ、ガジェット等のデジタル商品のライセンスが急増しております。デジタル商品の開発サイクルは、インターネット業界のビジネスサイクルに準じ、大幅に短納期化されています。

当社グループは、今後も引き続き、IPオーナーとして新しいビジネス領域への迅速な展開力と、内製化した制作システムによる大量かつスピード感ある制作力、そして様々なメディアやデバイスへの展開力を活かし、迅速かつ魅力的なソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービス、ブランド・マーケティング・サービス及び商品展開を図っていく方針です。

④ 人材登用と能力開発

当社グループは、現時点においては小規模組織ではありますが、今後想定される事業拡大、新規事業及びグローバル展開にともない、継続的に人材の確保が必要であると考えております。また人材の確保とともに、当社グループの経営理念、ビジネスモデルに適した人材の育成及びスピード感あるグローバル展開に対応できる異文化コミュニケーション能力の向上が重要と考えております。当社グループは、必要な人材の確保に努めるとともに、今後も引き続き、教育制度の整備や海外パートナーとの人材交流等を進めて人材の能力開発を図っていく方針です。

⑤ 新規ビジネスの展開

朝日放送グループホールディングス株式会社との資本業務提携により、テレビ及びラジオ等のメディアに代表されるグループ資産を活用した事業展開を図っていく方針です。

⑥ 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、継続的な営業キャッシュ・フローのマイナスにより継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。しかしながら、2019年5月に朝日放送グループホールディングス株式会社との間で、資本業務提携に関する契約を締結しそれに基づく第三者割当による新株式の発行を行ったことによる自己資本の増強等により、当連結会計年度末において現金及び預金2,593,580千円を保有し、必要な資金を確保できていると判断しております。また、以下に示す課題への対処を的確に行うことにより、当該重要事象が早期に解消されるよう取り組んでまいります。以上より、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

1) ソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービスの強化

当社保有IPであるソーシャル・キャラクターを活用した広告・マーケティングプラン等の企画提案及びテレビコマーシャルやインターネット動画広告等のデジタルコンテンツ制作等を提供し、主に広告・マーケティング収入を得ることを目的としたソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービスは、当社において売上総利益率が高く、過年度より安定的な収益の基盤となっております。そのため、当社は、当該事業を強化していくことで、安定した収益獲得を目指してまいります。具体的には、当社の主要IPである「秘密結社鷹の爪」を中心とした自社IPの提案の実施、提案件数の増加を目的とした外部機関の活用等の施策を講じてまいります。

2) 当社保有IPのIP価値向上

上記1)に記載のとおり、ソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービスを強化していくためには、当社保有のIP価値向上が必要不可欠であると判断しております。そのため、当社は、当社保有IPの価値向上に努め、安定した収益獲得を目指してまいります。具体的には、SNS等での露出及び過去のテレビシリーズの配信等を通じたメディアへの露出機会を増加するための施策を講じてまいります。また、これに伴うライセンス収入の獲得も、安定した収益基盤の構築へ寄与するものと考えております。

3) ブランドとのシナジー創出

朝日放送グループホールディングス株式会社が保有する「放送事業（テレビ及びラジオ）等」、経営参画している「amadana」等のブランドとの協業を推進し、シナジー効果を創出することにより、収益の拡大に努めてまいります。具体的には当社の強みであるプロデュース力を活かし、朝日放送グループホールディングス株式会社及び株式会社アマダナ総合研究所と連携し、積極的な営業推進、新規ビジネスの展開等の施策を講じてまいります。

4) 売上原価、販売費及び一般管理費の削減

当社は、当社事業の強みであるプロデュース力及びクリエイティブ力を確保した上で、引き続き、外注費等の売上原価、販売費及び一般管理費の削減に努め、収益性の改善に注力してまいります。

5) 事業の選択と集中

当社とのシナジーが期待できない資産については処分することを検討し、当社の強みである事業に投資を集中してまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2018年6月期 第17期	2019年6月期 第18期	2020年3月期 第19期	2021年3月期 第20期 (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	5,553,092	3,795,793	597,548	1,117,363
親会社株主に 帰属する 当期純利益又は 親会社株主に 帰属する 当期純損失(△) (千円)	△411,730	441,609	△438,009	△514,511
1株当たり 当期純利益又は 1株当たり 当期純損失(△) (円)	△20.29	19.78	△10.35	△12.15
総 資 産 (千円)	6,074,726	5,303,196	4,462,916	3,893,256
純 資 産 (千円)	1,359,479	4,337,029	3,894,828	3,384,389

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	2018年6月期 第17期	2019年6月期 第18期	2020年3月期 第19期	2021年3月期 第20期 (当事業年度)
売 上 高 (千円)	2,374,439	954,626	575,475	620,851
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	△239,016	200,048	△437,170	△512,698
1株当たり 当期純利益又は 1株当たり 当期純損失(△) (円)	△11.78	8.96	△10.33	△12.11
総 資 産 (千円)	3,779,722	5,302,212	4,445,608	3,716,157
純 資 産 (千円)	1,366,633	4,338,421	3,897,059	3,404,636

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は、朝日放送グループホールディングス株式会社であり、同社は、当社の議決権比率51.95%を保有しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率(%)	事業内容
ちゅらっぶす株式会社	4,000 千円	100.0	スマートフォン向けゲームアプリの新規開発事業等
amidus株式会社	20,000 千円	80.0	映像、音楽のエンターテインメント分野やライフスタイル分野の企画・製作事業
PEGASUS TECH VENTURES COMPANY II, L.P.	5,815 千USドル	98.8	投資運用業務

(8) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

領 域	主 要 内 容
ソ ー シ ャ ル ・ コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 領 域	当領域では、既存IPの活用、IPの新規開発・買収又は第三者が有するIPの使用許諾を得て、主にソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービス及びデジタルコンテンツの企画開発等を行っております。 ① ソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービス 顧客の扱う商品やサービスの紹介、マナー啓蒙及び観光誘致等の地域活性化のため、キャラクターのソーシャルな特徴を活かしてロコミ等により伝播していく広告・マーケティングプラン等の企画提案及びテレビコマーシャルやインターネット動画広告等のデジタルコンテンツ制作等を提供し、主に広告・マーケティング収入を得ております。 ② デジタルコンテンツの企画開発 キャラクターのソーシャルな特徴を活かしたスマートフォンアプリ、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)向けのゲーム・スタンプ等を企画開発・提供し、主に課金収入・ライセンス収入を得ております。 ③ その他 映画興行による配給収入、製作委員会からの分配金収入及びライセンシーからのライセンス料等による権利収入並びにグッズ販売による小売収入を得ております。
IP ク リ エ イ シ ョ ン 領 域	当領域では、IPの映像コンテンツ(アニメーション、スマートフォンアプリ等のデジタルコンテンツ)の企画開発・制作及び制作後の総合的な展開(テレビ・ウェブ・映画等のメディア展開、グッズ、ゲーム化、イベント運営及び海外展開等)のプランの策定及び実行等により、主に制作収入及び当該IPのプロモーション収入を得ております。 企画開発・制作の対象となるIPは、当社が開発し、著作権を保有するIP(オリジナルIP)が中心ですが、他社が保有するIPのリプロデュースも一部対象としております。

(9) 主要な営業所及び工場（2021年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 千 代 田 区

② 子会社

名 称	所 在 地
ちゅらっぶす株式会社	沖 縄 県 那 覇 市
a m i d u s 株 式 会 社	東 京 都 渋 谷 区
PEGASUS TECH VENTURES C O M P A N Y I I , L . P .	米 国 カ リ フ ォ ル ニ ア 州

(10) 従業員の状況（2021年3月31日現在）

① 当社グループの従業員の状況 91名（前連結会計年度末比16名増）

- (注) 1. 従業員数は、就業人数であり、アルバイト及び派遣社員等の臨時雇用者は含まれておりません。
2. 当社グループにおける報告セグメントはファスト・エンタテインメント事業のみであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
51名	10名増	35.5歳	4年7か月

(注) 従業員数は、就業人数であり、アルバイト及び派遣社員等の臨時雇用者は含まれておりません。

(11) 主要な借入先（2021年3月31日現在）

借 入 先	借 入 残 高 (千 円)
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	86,678
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	10,000

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 52,680,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 42,345,600株 |
| (3) 株主数 | 9,098名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
朝日放送グループホールディングス(株)	22,000,000株	51.95%
椎木 隆太	7,258,380株	17.14%
Hasbro, Inc.	720,000株	1.70%
五味 大輔	600,000株	1.42%
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	477,900株	1.13%
楽天証券(株)	255,400株	0.60%
(株)日本カストディ銀行（信託口6）	214,400株	0.51%
(株)日本カストディ銀行（信託口5）	208,300株	0.49%
(株)日本カストディ銀行（信託口1）	184,900株	0.44%
JPMBL RE NOMURA INTERNATIONAL PLC 1 COLL EQUITY	180,100株	0.43%

(注) 椎木隆太氏の持株数は、本人及び親族が株式を保有する資産管理会社の株式会社LYSが保有する株式数1,423,400株(3.36%)を含めた実質持株数を記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2021年3月31日現在）

2013年3月14日開催の取締役会決議による第15回新株予約権

- ・新株予約権の数
587個(新株予約権1個につき600株)
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 352,200株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使価額
1個当たり 200円
- ・新株予約権の行使期間
2015年3月15日から2022年9月19日まで
- ・その他の条件

当社は、新株予約権の割当を受けた者が取締役、監査役及び使用人たる地位を失った場合及び新株予約権を喪失した場合にその新株予約権を取得することができる。この場合、新株予約権は無償で取得する。

- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役(社外取締役を除く)	220個	132,000株	1名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	勝 山 倫 也	社長執行役員CEO
取 締 役	高 倉 喜 仁	常務執行役員COO ちゅらつぶす(株) 代表取締役
取 締 役	大 塚 健 吾	常務執行役員CFO
取 締 役	小 野 亮	CCO
取 締 役	椎 木 隆 太	amidus(株) 取締役
取 締 役	安 田 卓 生	朝日放送テレビ(株) 常務取締役 朝日放送グループホールディングス(株) 常務執行役員
取 締 役	今 村 俊 昭	(株)エー・ビー・シーリブラ 代表取締役 社長 朝日放送グループホールディングス(株) 執行役員
取 締 役	西 澤 民 夫	日本エスアンドティー(株) 代表取締役 M&Aキャピタルパートナーズ(株) 取締役 国立研究開発法人 科学技術振興機構 起 業支援室推進プログラムオフィサー (株)アールエスシー 代表取締役
取 締 役	渡 瀬 ひ ろ み (戸籍名：大塚ひろみ)	(株)アーレア 代表取締役 マックスバリュ西日本(株) 社外取締役 タメニー(株) 社外取締役
取 締 役	山 岸 洋 一	キャリアフィロソフィー(株) 代表取締役 ニューラルポケット(株) 社外取締役 ラオックス(株) 社外監査役 ラオックスSCD(株) 監査役 Bionic M(株) 社外監査役

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
常 勤 監 査 役	佐 竹 正 幸	公益社団法人商事法務研究会 監事 千葉商科大学会計大学院 客員教授 前澤化成工業株式会社 社外監査役 公益財団法人日本心臓血圧研究振興会 監事 公益財団法人徳川ミュージアム 監事 国立大学法人筑波大学 監事 辰巳監査法人 代表社員
監 査 役	並 木 安 生	ちゅらっぶず(株) 監査役
監 査 役	佐 藤 有 紀 (戸籍名：砂田有紀)	(株)はてな 社外監査役 (株)ZUU 社外監査役 (株)ネットプロテクションズホールディングス 社外取締役（監査等委員） 創・佐藤法律事務所 パートナー

- (注) 1. 取締役西澤民夫氏、渡瀬ひろみ氏、山岸洋一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役佐竹正幸氏、並木安生氏、佐藤有紀氏は、社外監査役であります。
3. 監査役佐竹正幸氏及び並木安生氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役佐藤有紀氏は弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役西澤民夫氏、渡瀬ひろみ氏、山岸洋一氏、監査役佐竹正幸氏、並木安生氏、佐藤有紀氏を東京証券取引所の定めに基づく、独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役井上隆史氏、清水厚志氏は2020年6月29日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
6. 監査役増永健氏は、2020年6月29日付で監査役を辞任により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その内容は当該契約に基づく損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とするものであります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間において、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

① 当該保険契約の被保険者の範囲

当社および会社法に基づく子会社（DLEアメリカを除く）の取締役、監査役などの役員。

② 当該保険契約の内容の概要

被保険者が、その地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金、訴訟費用等を当該保険契約により保険会社が填補するもの。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

ア. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2020年5月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針にあたる取締役報酬規程の制定を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について取締役会の決議によって選任された社外取締役及び代表取締役からなる3名以上の委員で構成される指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の報酬等は、株主からの負託に応えるべく優秀な人材の確保・維持、業績向上へのインセンティブの観点が必要であることを考慮し、それぞれの職責に見合った報酬体系・報酬水準を定めるものと基本方針にて定めております。ただし、非常勤取締役については、業務執行から独立した立場にあることに鑑み、業績により変動する要素を排除して報酬体系・報酬水準を定めるものとしております。

常勤取締役の報酬については月例の固定報酬とし、役位、職責、当社グループの業績、経営能力等をも考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。非常勤取締役の報酬は、支給実績や同業他社の支給額などを勘案して決定しており

ます。

取締役の個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役がその具体的な内容について委任を受けており、その権限の内容は、各取締役の報酬としております。当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、代表取締役は指名報酬委員会に原案を諮問し、当該答申の内容に従って決定しております。

イ．当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (3名)	109,728千円 (10,800千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (4名)	9,620千円 (9,620千円)
合 計 (うち社外役員)	12名 (7名)	119,348千円 (20,420千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2013年9月25日開催の定時株主総会決議において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は2名）です。
3. 監査役の報酬限度額は、2013年9月25日開催の定時株主総会決議において年額40,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
4. 当事業年度末現在の人員は、取締役10名、監査役3名の計13名であります。上記の支給人員と相違しているのは、無報酬の取締役が2名在任していることと、2020年6月29日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名を含んでいるためであります。
5. 取締役会は、代表取締役勝山倫也に対し、各取締役の報酬の決定を委任しております。委任した理由は当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名報酬委員会がその妥当性などについて確認しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏 名	兼 職 先	兼 職 の 内 容
取締役	西 澤 民 夫	日本エスアンドティー(株)	代表取締役
		M&Aキャピタルパートナーズ(株)	取締役
		国立研究開発法人 科学技術振興機構	起業支援室推進プログラムオフィサー
		(株)アールエスシー	代表取締役
	渡 瀬 ひ ろ み (戸籍名：大塚ひろみ)	(株)アーレア	代表取締役
		マックスバリュ西日本(株)	社外取締役
		タメニー(株)	社外取締役
	山 岸 洋 一	キャリアフィロソフィー(株)	代表取締役
		ニューラルポケット(株)	社外取締役
		ラオックス(株)	社外監査役
		ラオックスSCD(株)	監査役
		Bionic M(株)	社外監査役
監査役	佐 竹 正 幸	公益社団法人商事法務研究会	監事
		千葉商科大学会計大学院	客員教授
		前澤化成工業(株)	社外監査役
		公益財団法人日本心臓血圧研究振興会	監事
		公益財団法人徳川ミュージアム	監事
		国立大学法人筑波大学	監事
		辰巳監査法人	代表社員
	並 木 安 生	ちゅらつぶす(株)	監査役
	佐 藤 有 紀 (戸籍名：砂田有紀)	(株)はてな	社外監査役
		(株)ZUU	社外監査役
		(株)ネットプロテクションズホールディングス	社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. ちゅらっぶす株式会社は当社の子会社であります。
2. 取締役山岸洋一氏が兼職するキャリアフィロソフィー株式会社と当社との間に人材コンサルティングの取引がありますが、その金額は僅少であるため独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
3. そのほかの兼職先と当社の間には重要な関係はありません。

② 主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	西 澤 民 夫	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、同氏は社外役員連絡会では、当社経営課題に対して積極的に認識共有を図るなど、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に大いに寄与されてきました。
	渡 瀬 ひ ろ み (戸籍名：大塚ひろみ)	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、同氏は任意の指名・報酬委員会の委員を務めており、役員選任及び報酬の妥当性判断及び決定プロセスの透明性判断に際し、重要な役割を果たしております。
	山 岸 洋 一	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、同氏は任意の指名・報酬委員会の委員長を務めており、役員選任及び報酬の妥当性判断及び決定プロセスの透明性判断に際し、重要な役割を果たしております。
監査役	佐 竹 正 幸	当事業年度において就任後に開催された取締役会12回及び監査役会12回全てに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から発言を行っております。
	並 木 安 生	当事業年度開催の取締役会16回及び監査役会17回の全てに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から発言を行っております。
	佐 藤 有 紀 (戸籍名：砂田有紀)	当事業年度開催の取締役会16回及び監査役会17回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

(注) 上記の当事業年度開催の取締役会のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,785千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	25,785千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用
状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、取締役会で定められた経営機構及び行動規範・職務分掌等に基づき職務の執行を行う。監査役は、取締役会等の重要会議に出席するなど法令に定める権限を行使し、取締役が内部統制システムを適切に構築し、運用しているかを内部監査担当と連携・協力の上、監視し検証する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は職務の執行に係る情報を社内規程等に従い適切に保存、管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、リスク管理を統括する部門を定め、当社の損失の危険を管理する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、社内規程等を定め、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を構築する。

取締役会の諮問機関として独立社外取締役が委員長を務める任意の指名・報酬委員会を設置し、当社の取締役の指名及び報酬の決定等に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化する。

(5) 当社及び親会社、子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

親会社及び子会社との取引については、法令等の規範に従い適切に行う。
子会社については、関係会社管理規程に基づきそれぞれの状況に応じて必要な管理を行う。また、子会社においてもコンプライアンス規程に定める事項が適切に運営されるよう指導・監督する。

(6) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人は、取締役会で定められた経営機構及び行動規範・職務分掌等に基づき職務の執行を行う。内部監査担当は、監査役と連携・協力の上、内部統制システムの整備・運用状況を監視し、検証する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、代表取締役は当該使用人の任命を行う。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の任免及び人事考課については、監査役の同意を必要とする。

(9) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に対する体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役から事業の報告を求められた場合は、速やかに報告する。社内通報制度により、通報窓口である外部の法律事務所が使用人からの通報を受理した場合、管理部門管掌の取締役に通知し、当該取締役はただちにこれを監査役に報告する。代表取締役は、取締役会などの重要会議での議論及び定期的な面談等を通じて、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。

(10) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、取締役会などの重要会議での議論及び定期的な面談等を通じて、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。

(11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の内部統制システムの整備を行っており、かつ取締役会において、継続的に経営上の新たなリスクの対応策について検討している。その上で必要に応じて、社内の諸規程及び業務の見直しを行っており、内部統制システムの実効性向上を行っている。また常勤監査役は、社内の重要な会議に出席する等、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しており、かつ内部統制担当も定期的に内部監査を実施し、日々の業務が法令・定款・社内規程等に違反していないか検証している。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,122,184	流 動 負 債	431,845
現金及び預金	2,593,580	買 掛 金	155,697
売 掛 金	366,798	短 期 借 入 金	15,000
仕 掛 品	22,577	1年内返済予定の長期借入金	60,316
未収還付法人税等	71,387	未 払 金	75,291
短 期 貸 付 金	40,000	未 払 法 人 税 等	10,863
そ の 他	32,602	前 受 金	57,609
貸 倒 引 当 金	△4,761	預 り 金	38,548
固 定 資 産	771,072	そ の 他	18,518
有 形 固 定 資 産	18,830	固 定 負 債	77,022
建 物	35,008	長 期 借 入 金	63,022
工具、器具及び備品	35,485	資 産 除 去 債 務	14,000
減価償却累計額	△51,663	負 債 合 計	508,867
無 形 固 定 資 産	71,687	純 資 産 の 部	
の れ ん	16,563	株 主 資 本	3,381,807
ソフトウェア	624	資 本 金	2,917,073
ソフトウェア仮勘定	40,313	資 本 剰 余 金	1,542,020
そ の 他	14,185	利 益 剰 余 金	△1,077,286
投資その他の資産	680,554	その他の包括利益累計額	△14,811
投資有価証券	622,027	その他有価証券評価差額金	7,779
関係会社株式	18,552	為替換算調整勘定	△22,591
出 資 金	16,004	非 支 配 株 主 持 分	17,393
敷金及び保証金	23,968	純 資 産 合 計	3,384,389
資 産 合 計	3,893,256	負 債 純 資 産 合 計	3,893,256

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		1,117,363
売上原価		681,584
売上総利益		435,779
販売費及び一般管理費		950,771
営業損失		514,992
営業外収益		
受取利息	219	
補助金収入	4,259	
還付加算金	488	
その他の	42	5,009
営業外費用		
支払利息	694	
為替差損	60	
その他の	17	772
経常損失		510,755
特別利益		
新株予約権戻入益	287	287
特別損失		
減損損失	8,600	
出資金評価損	49,751	
関係会社株式評価損	40,111	
過年度消費税等	37,291	135,755
税金等調整前当期純損失		646,223
法人税、住民税及び事業税	11,364	
法人税等還付税額	△146,660	△135,296
当期純損失		510,927
非支配株主に帰属する当期純利益		3,584
親会社株主に帰属する当期純損失		514,511

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				その他の包括 利益累計額
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金
当期首残高	2,916,233	3,254,097	△2,275,789	3,894,541	—
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	840	840		1,680	
親会社株主に帰属する当期純損失			△514,511	△514,511	
欠損填補		△1,713,014	1,713,014	—	
その他		97		97	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					7,779
当期変動額合計	840	△1,712,076	1,198,502	△512,734	7,779
当期末残高	2,917,073	1,542,020	△1,077,286	3,381,807	7,779

	その 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新株予約権	非支配株主 持 分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	—	—	287	—	3,894,828
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）					1,680
親会社株主に帰属する当期純損失					△514,511
欠損填補					—
その他					97
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△22,591	△14,811	△287	17,393	2,294
当期変動額合計	△22,591	△14,811	△287	17,393	△510,439
当期末残高	△22,591	△14,811	—	17,393	3,384,389

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,866,367	流 動 負 債	250,838
現金及び預金	2,509,575	買 掛 金	46,824
売 掛 金	165,479	1年内返済予定の長期借入金	49,996
商 品	1,119	未 払 金	51,904
仕 掛 品	13,630	未 払 法 人 税 等	2,449
貯 蔵 品	143	前 受 金	50,896
未収還付法人税等	71,200	預 り 金	33,738
前 払 費 用	8,656	そ の 他	15,029
未 収 入 金	708	固 定 負 債	60,682
そ の 他	100,616	長 期 借 入 金	46,682
貸倒引当金	△4,761	資 産 除 去 債 務	14,000
固 定 資 産	849,789	負 債 合 計	311,520
有 形 固 定 資 産	15,448	純 資 産 の 部	
建 物	34,443	株 主 資 本	3,385,753
工具、器具及び備品	25,026	資 本 金	2,917,073
減価償却累計額	△44,020	資 本 剰 余 金	981,378
無 形 固 定 資 産	14,595	資 本 準 備 金	981,378
そ の 他	14,595	利 益 剰 余 金	△512,698
投資その他の資産	819,745	その他利益剰余金	△512,698
投資有価証券	24,298	繰越利益剰余金	△512,698
関係会社株式	73,312	評価・換算差額等	18,883
その他の関係会社有価証券	641,130	その他有価証券評価差額金	18,883
出 資 金	16,004	純 資 産 合 計	3,404,636
関係会社長期貸付金	120,000	負 債 純 資 産 合 計	3,716,157
敷金及び保証金	25,725		
貸倒引当金	△80,726		
資 産 合 計	3,716,157		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		620,851
売 上 原 価		255,400
売 上 総 利 益		365,451
販売費及び一般管理費		801,271
営 業 損 失		435,819
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	641	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	4,582	
そ の 他	750	5,975
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	542	
為 替 差 損	60	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	80,726	
そ の 他	17	81,347
経 常 損 失		511,191
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	287	287
特 別 損 失		
出 資 金 評 価 損	49,751	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	50,111	
過 年 度 消 費 税 等	37,291	
減 損 損 失	8,600	145,755
税 引 前 当 期 純 損 失		656,659
法人税、住民税及び事業税	2,700	
法 人 税 等 還 付 税 額	△146,660	△143,960
当 期 純 損 失		512,698

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株 主 資 本 計 合
		資本準備金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	
当期首残高	2,916,233	2,693,553	2,693,553	△1,713,014	△1,713,014	3,896,772
当期変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)	840	840	840			1,680
当期純損失				△512,698	△512,698	△512,698
欠損填補		△1,713,014	△1,713,014	1,713,014	1,713,014	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	840	△1,712,174	△1,712,174	1,200,315	1,200,315	△511,018
当期末残高	2,917,073	981,378	981,378	△512,698	△512,698	3,385,753

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等 合 計		
当期首残高	—	—	287	3,897,059
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)				1,680
当期純損失				△512,698
欠損填補				—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	18,883	18,883	△287	18,595
当期変動額合計	18,883	18,883	△287	△492,423
当期末残高	18,883	18,883	—	3,404,636

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

株式会社ディー・エル・イー

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

森 村 圭 志 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

千 原 徹 也 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ディー・エル・イーの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ディー・エル・イー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが

含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でな

い場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

株式会社ディー・エル・イー

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

森 村 圭 志 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

千 原 徹 也 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ディー・エル・イーの2020年4月1日から2021年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれ

る。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えることと合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合

は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示していると認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月26日

株式会社ディー・エル・イー 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 佐竹 正幸 ㊞

社外監査役 並木 安生 ㊞

社外監査役 砂田 有紀 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、取締役会の監督機能を強化しコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに、経営の効率性を高め迅速な意思決定を可能にするため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行したく存じます。監査等委員会設置会社への移行により、経営の監督と業務執行の分離を推進するとともに、取締役会における経営戦略等の議論の充実を図りさらなる企業価値の向上に努めます。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等、その他所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線部は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1) 取締役会 2) <u>監査役</u> 3) <u>監査役会</u> 4) <u>会計監査人</u>	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1) 取締役会 2) <u>監査等委員会</u> (削除) 3) <u>会計監査人</u>
第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)	第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)
第19条 <u>当社の取締役は、11名以内とする。</u>	第19条 <u>当社の監査等委員でない取締役は10名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする。</u>

現行定款	変更案
(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (新 設) ③取締役の選任決議は、累積投票によらない。 (新 設) (新 設) (取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設)	(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③前項の規定による取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して行う。</u> ④取締役の選任決議は、累積投票によらない。 ⑤当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。 ⑥前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、<u>当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> (取締役の任期) 第21条 <u>監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ②監査等委員である取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>

現行定款	変更案
(新 設) (代表取締役及び役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 ②代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 ③取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役副社長及び専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 (取締役会の決議の省略) 第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u>	③任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 (代表取締役及び役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>代表取締役を選定する。 ②代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 ③取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役社長1名を選定し、取締役副社長及び専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 (取締役会の決議の省略) 第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

現行定款	変更案
(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。 (取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任免除) 第30条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 ②当社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。 (取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任免除) 第30条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 ②当社は<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

現行定款	変更案
(新 設)	<u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第31条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第5章 監査役及び監査役会 (新 設)	第5章 監査等委員および監査等委員会 (常勤の監査等委員) 第32条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定することができる。
<u>(監査役の員数)</u>	(削 除)
第31条 当社の監査役は、5名以内とする。	
<u>(監査役の選任)</u>	(削 除)
第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。	
②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	
<u>(監査役の任期)</u>	(削 除)
第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	
②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	
<u>(常勤監査役)</u>	(削 除)
第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	

現行定款	変更案
(監査役会の招集通知) 第35条 <u>監査役会</u>の招集通知は、各<u>監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	(監査等委員会の招集通知) 第33条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、各<u>監査等委員</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
(監査役会の決議の方法) 第36条 <u>監査役会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役</u>の過半数をもって行う。	(監査等委員会の決議の方法) 第34条 <u>監査等委員会</u>の決議は、議案に加わることができる<u>監査等委員</u>の過半数が出席し、出席した<u>監査等委員</u>の過半数をもって行う。
(監査役会の議事録) 第37条 <u>監査役会</u>における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した<u>監査役</u>がこれに記名押印又は電子署名をする。	(監査等委員会の議事録) 第35条 <u>監査等委員会</u>における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印又は電子署名をする。
(監査役会規程) 第38条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。	(監査等委員会規程) 第36条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。
(監査役の報酬等) 第39条 <u>監査役</u>の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削 除)

現行定款	変更案
(監査役の責任免除) 第40条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 ②当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。	(削 除)
第6章 会計監査人 (会計監査人の選任) 第41条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。 (会計監査人の任期) 第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。 (会計監査人の報酬等) 第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第6章 会計監査人 (会計監査人の選任) 第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。 (会計監査人の任期) 第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。 (会計監査人の報酬等) 第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

現行定款	変更案
第7章 計算 (事業年度) 第44条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。 (期末配当金) 第45条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行う。 (中間配当金) 第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。 (期末配当金等の除斥期間) 第47条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始日の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 ②未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。	第7章 計算 (事業年度) 第40条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。 (期末配当金) 第41条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行う。 (中間配当金) 第42条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。 (期末配当金等の除斥期間) 第43条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始日の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 ②未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員は本総会終結の時をもって、任期満了となります。つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	お ば な と 小 濱 直 人 (1965年8月19日生) 新任	1989年4月 ソロモンブラザースアジア証券会 社 入社 1998年8月 クレディスイスファーストボスト ン証券会社 2002年11月 (株)日本産業パートナーズ 2005年1月 オリnpasキャピタル 在日代表 2007年6月 京都きもの友禅(株) 取締役 2010年6月 同社 代表取締役社長 2011年6月 (株)オフィス小浜設立 代表取締役 2018年4月 朝日放送グループホールディング ス(株) 役員待遇 2018年6月 同社 ビジネス開発局長 2019年4月 同社 執行役員ビジネス開発担当 2020年4月 同社 執行役員ビジネス開発、海外 ビジネス担当 2020年11月 (株)大戸屋ホールディングス 社外 取締役 (現任) 2021年4月 朝日放送グループホールディング ス(株) 特任参与 (現任)	— 株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
2	しい き りゅう た 椎 木 隆 太 (1966年12月24日生) 再任	1991年4月 ソニー㈱ 入社 2001年12月 有限会社バサニア (現 当社) 設 立 代表取締役 2012年7月 DLE-ERA 取締役 2012年11月 DLE America, Inc. 代表取締役 2015年7月 ㈱TOKYO GIRLS COLLECTION (現 ㈱ W TOKYO) 代表取締役 2015年7月 ちゅらっぶず㈱ 取締役 2016年9月 ㈱TOKYO GIRLS COLLECTION (現 ㈱ W TOKYO) 取締役会長 2016年9月 ちゅらっぶず㈱ 代表取締役 2016年11月 AppBeach㈱ 代表取締役 2016年12月 ㈱エモクリ 代表取締役 (現任) 2017年2月 当社社長執行役員 2018年3月 amadana㈱ 取締役 (現任) 2018年3月 ㈱アマダナ総合研究所 代表取締 役 2018年3月 ㈱DLEキャピタル 代表取締役 2019年1月 ちゅらっぶず㈱ 取締役 2019年9月 当社取締役 (現任) 2019年9月 ㈱アマダナ総合研究所 取締役 (現 任) 2019年9月 ㈱DLEキャピタル 取締役 (現任) 2020年7月 amidus㈱ 取締役 (現任)	7,258,380株

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
3	やす だ たか お 安 田 卓 生 (1961年6月22日生) 再任	1984年4月 朝日放送㈱ 入社 2011年4月 同 総務局総務部長 2014年1月 同 総務局長 2017年6月 同 取締役 2018年4月 朝日放送グループホールディング ス㈱ 取締役 2018年4月 朝日放送テレビ㈱ 取締役 2019年4月 朝日放送グループホールディング ス㈱ 取締役執行役員 2020年4月 朝日放送グループホールディング ス㈱ 取締役常務執行役員 2020年4月 朝日放送テレビ㈱ 常務取締役 (現 任) 2020年6月 朝日放送グループホールディング ス㈱ 常務執行役員 (現任) 2020年6月 当社取締役 (現任)	— 株

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
4	わた せ 渡 瀬 ひ ろ み (戸籍名：大塚ひろみ) (1964年11月14日生) 再任	1988年4月 ㈱リクルート入社 1993年5月 同社ゼクシィ創刊ファウンダー 2000年4月 同社アントレ マーケティング・デ イレクター 2004年4月 同社プロワーカーナビ マーケテ ィング・ディレクター 2010年4月 ㈱アーレア設立 代表取締役（現 任） 2013年4月 ㈱トライアムパートナーズ設立 代表取締役 2014年6月 ㈱ぱど 代表取締役社長 2016年5月 マックスバリュ西日本㈱ 社外取 締役（現任） 2016年6月 タメニー㈱ 社外取締役（現任） 2016年9月 ㈱アーバンフューネスコーポレー ション 社外監査役 2017年7月 ダイヤル・サービス㈱ 社外取締役 2018年6月 ㈱商工組合中央金庫 社外取締役 2019年9月 当社取締役（現任） 2021年4月 第一フロンティア生命保険㈱ ア ドバイザリー・ボード社外委員（現 任）	— 株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 安田卓生氏を取締役候補者とした理由は、朝日放送グループで報道部門や番組制作、総務部門での豊富な経験と実績があり、高い倫理観とともに実践的な見識と成熟した判断能力を有しており、会社経営について戦略的な思考力、判断力に優れていると判断したためであります。
3. 安田卓生氏の上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」の欄には、当社の親会社である朝日放送グループホールディングス㈱及びその子会社における、現在または過去10年間の業務執行者であるときの地位及び担当を含めて記載しております。
4. 渡瀬ひろみ氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所に、本取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
5. 渡瀬ひろみ氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営戦略強化に反映していただくと判断したためであります。また、同氏が選任された場合は、引き続き指名報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
6. 渡瀬ひろみ氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年9ヶ月となります。
7. 当社は、渡瀬ひろみ氏との間で、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。同氏が選任された場合は、期待された役割を十分に発揮できるよう、同氏と同等の内容の契約を新たに締結する予定です。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員賠償等責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告 4. 会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、再任の候補者は引き続き、新任の候補者は新たに当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	さ たけ まさ ゆき 佐 竹 正 幸 (1948年5月16日生) 新任	1971年4月 監査法人中央会計事務所 入所 1985年4月 同法人 代表社員 就任 2010年4月 佐竹公認会計士事務所 所長（現任） 2012年4月 東北大学会計大学院教授 2012年6月 公益社団法人商事法務研究会 監事（現任） 2012年6月 ビー・シー・エー株式会社 監査役 2013年4月 千葉商科大学会計大学院 客員教授（現任） 2013年6月 前澤化成工業株式会社 社外監査役（現任） 2015年4月 みずほ信託銀行株式会社 社外取締役 2016年6月 公益財団法人日本心臓血圧研究振興会監事（現任） 2020年6月 公益財団法人徳川ミュージアム監事（現任） 2020年6月 当社監査役（現任） 2020年9月 国立大学法人筑波大学 監事（現任） 2020年10月 辰巳監査法人 代表社員（現任）	－ 株

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数
2	やま ぎし よう いち 山 岸 洋 一 (1964年9月21日生) 新任	1989年4月 野村證券㈱入社 2000年4月 野村企業情報㈱へ出向 2002年4月 野村證券㈱に帰任 2010年4月 同 マネージング・ディレクター 2011年9月 公認会計士登録 2015年7月 みずほ証券㈱ 公開引受部長 2019年7月 キャリアフィロソフィー㈱ 代表 取締役 (現任) 2019年10月 当社取締役 (現任) 2020年3月 ニューラルポケット㈱ 社外取締 役 (現任) 2020年3月 ラオックス㈱ 社外監査役 (現任) 2020年3月 ラオックスSCD㈱ 監査役 (現任) 2021年2月 Bionic M㈱ 社外監査役 (現任)	— 株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	佐 藤 有 紀 (戸籍名：砂田有紀) 1977年 5 月 27 日 生 新任	2005年10月 山本綜合法律事務所（現 山本・柴崎法律事務所）入所 2006年 5 月 ホワイト&ケース法律事務所 入所 2013年10月 弁護士法人苗村法律事務所社員 2014年 9 月 学校法人立教学院立教大学 兼任講師 2014年11月 株式会社T & C コンサルティング 取締役 2015年 3 月 公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 監事 2015年 5 月 株式会社はてな 社外監査役（現任） 2016年 6 月 株式会社ZUU 社外監査役（現任） 2016年 9 月 当社監査役（現任） 2016年12月 King & Wood Mallesons法律事務所・外国法共同事業 パートナー 2018年10月 株式会社ネットプロテクションズホールディングス 社外取締役（監査等委員）（現任） 2019年 1 月 創・佐藤法律事務所パートナー（現任）	－ 株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 佐竹正幸氏、山岸洋一氏、佐藤有紀氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所に、本取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の選任が承認された場合は、引き続き各氏を独立役員として届け出る予定であります。
3. 佐竹正幸氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と専門知識を有しており、会計と税務の実務家としての客観的な立場から当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
4. 佐竹正幸氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって9ヶ月となります。
5. 山岸洋一氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、長年、大手証券会社に勤務しており、管理職としての職責も果たしており、高いコンプライアンス意識、倫理観を有し、責任感ある意思決定、経営の監督を行えると判

断したためであります。また、同氏が選任された場合は、引き続き指名報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

6. 山岸洋一氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年9ヶ月となります。
7. 佐藤有紀氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、弁護士としての専門的な知見ならびに幅広い知識と経験を有しており、法務の実務家としての客観的な立場から当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
8. 佐藤有紀氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって4年9ヶ月となります。
9. 取締役山岸洋一氏が兼職するキャリアフィロソフィー株式会社と当社との間に人材コンサルティングの取引がありますが、その金額は僅少であるため独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
10. 当社は、佐竹正幸氏、山岸洋一氏、佐藤有紀氏の各氏との間で、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。各氏が選任された場合は、期待された役割を十分に発揮できるよう、各氏と同等の内容の契約を新たに締結する予定です。
11. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員賠償等責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告 4. 会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2013年9月25日開催の第12回定時株主総会において、年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。

監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで、経営体制の一層の充実を図ることを目的として、これまでの報酬額および昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額につきましては、年額100,000千円以内(うち社外取締役30,000千円以内)といたしたいと存じます。この報酬額には、取締役賞与を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。

当社は、2020年5月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針にあたる取締役報酬規程の制定を決議しておりますが、本議案に基づく報酬額は当該方針に沿うものであり、相当であるものと判断しております。

また、現在の取締役の員数は10名(うち社外取締役3名)ですが、第2号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は4名(うち社外取締役1名)となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

監査等委員会設置会社への移行に伴い、これまでの監査役の報酬額および昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額につきましては、年額40,000千円以内といたしたいと存じます。

本議案に基づく報酬額は、監査等委員の職責を果たすための金額として、相当であるものと判断しております。

第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は、3名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び執行役員（取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の決定の件

今般、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）等の施行に伴い株式報酬型ストックオプションの内容に関する決議事項が明確化されたことを踏まえ、第4号議案の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の上限である年額1億円以内の枠内において、取締役に対して、併せて執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を付与すること及び同株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容について、ご承認いただきたく存じます。なお、ストックオプションとしての新株予約権については、その割当てに際して公正価格を基準として定める払込金額の払込みに代えて、本議案によるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づく取締役等の報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされることといたします。また、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」を原案どおりご承認いただきますと、本議案の対象となる取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は、3名となり、執行役員（取締役を除く。）は、3名の予定です。

1. スtockオプションとしての新株予約権の割り当てを相当とする理由

当社の役員報酬等に関する方針として、株主の皆様との価値共有及び中長期的な業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的に、株式報酬型ストックオプションを付与することといたしたいと存じます。

本件ストックオプションは、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とする株式報酬型ストックオプションであり、当社における取締役等の役割に応じ決定しており、事業報告 4. 会社役員に関する事項 (4) 取締役及び監査役の報酬等に記載の方針に沿うものであることから、その内容は相当なものであると考えております。

2. 取締役等に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的内容

(1) 新株予約権の総数

4,000個（うち、取締役2,000個）を1年間の上限とする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」といいます。）は、当社普通株式100株とする。なお、当社が合併、会社分割、株式分割（株式無償割当を含む。）、または株式併合を行うことにより、付与株式数の変

更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当日における当社株価、行使価額等の諸条件をもとに、ブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。なお、新株予約権の割り当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権と相殺するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付される株式1株当たり金1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権の行使期間

新株予約権を割り当てる日の1年後から5年後の範囲で、当社取締役会において定める。

(6) 新株予約権の行使の条件

一定の業績目標の達成等を条件とし、業績目標、業績判定期間その他具体的な算定方法については、当社取締役会において定める。また、当社又は当社グループにおける一定期間の在籍を条件とし、その具体的な資格その他の行使条件については、当社取締役会において定める。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会による承認を要する。

(8) 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権者が権利行使をする前に、(6)の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、及び以下の1)、2)、3)、4)又は5)の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案

2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) 新株予約権のその他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

以上

メ モ

This image shows a full page of white paper with horizontal dashed lines, typical of primary-ruled notebook paper. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区一番町25

一般財団法人 全国町村議員会館 2階会議室



交通のご案内

- 東京メトロ半蔵門線 半蔵門駅（4番出口）徒歩0分
半蔵門駅（3、5番出口） 徒歩2分
- 東京メトロ有楽町線 麹町駅（3番出口）徒歩6分

※ 駐車場の準備はございません。ご了承ください。